平成２２年（フ）第２０７６号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟728号室
債務者　松橋美惠子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
札幌市白石区北郷３条３丁目７番７―201号
債務者　松田　秀幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５号
長崎県諫早市多良見町舟津629番地３　伊木力舟津住宅Ｂ棟401号、前住所長崎市春木町２番39号
債務者　山越　達也
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　浩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目564番地１サンライフ戸ケ崎107号、旧住所千葉県流山市大字東深井972番地の62
債務者　伊能専太郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅田　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
京都府京田辺市大住関屋35番地の28
債務者　福田　　進
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三野　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
埼玉県吉川市大字三輪野江2213番地２、旧住所埼玉県三郷市上彦名333番地68
債務者　阪井　允彦
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅沼　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６号
山形市大字中野目299番地
債務者　石沢　辰雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　凉一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
山形市花楯１丁目８番５号
債務者　石沢　辰治
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　凉一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７号
群馬県沼田市白岩町43番地５
債務者　藤塚　真理
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4061番地11　エレガントハイツ201
債務者　櫻井　正巳
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７３１号
埼玉県春日部市小渕1326番地３
債務者　木村　弘子（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野243番地２
債務者　伊藤　智幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
埼玉県越谷市大字大竹414番地７
債務者　櫻井　英之
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目19番地５
債務者　濱崎　純子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
仙台市泉区向陽台１丁目12番８号
債務者　寺田みさほ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
仙台市泉区泉中央２―25―２　ラポール泉中央407号室、住民票上の住所仙台市泉区向陽台１丁目12番８号
債務者　岩渕　美歩
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
仙台市青葉区広瀬町７番15号　阿部アパート201
債務者　寺田　美夏
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係